

茨木市職員自己申告制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、職務や職場環境等についての職員の率直な意見や希望を把握することにより、適材適所の人事配置等をめざした適正かつ民主的な人事管理の確立を図り、もって職員が市民福祉の向上のためその能力を最大限に発揮できるよう、茨木市職員自己申告制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2 自己申告の対象者は、次の各号に掲げる者を除き、実施する年度の1月1日において本市に在職する職員とする。

- (1) 常勤の特別職の職員
- (2) 非常勤の嘱託員、委員等
- (3) 臨時的任用職員
- (4) 会計年度任用職員
- (5) 前各号のほか、自己申告の実施を不適當又は不必要と認める者

(実施)

第3 自己申告は、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 自己申告は、別に定める茨木市職員自己申告書（以下「申告書」という。）により実施する。
- (2) 申告書は、別表に定める自己申告主管課長（以下「主管課長」という。）が、別に定める時期に所属長を通じて対象者に配布する。

(提出)

第4 自己申告を行う者は、申告書を密封のうえ、主管課長が定める期日までに所属長に提出する。

2 所属長は、提出された申告書を取りまとめ、密封のまま主管課長に送付する。

(取扱い及び保管)

第5 申告書は、第1に掲げる目的以外に使用しないものとし、主管課長が2年間保管するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

主 管 課 長	対 象 者
総務部人事課長	市長の事務部局の職員、 幼稚園に勤務する職員
教育委員会 教育総務部教育政策課 長	教育委員会事務局職員、小・中学校 に勤務する職員
市議会事務局 総務課長	市議会事務局職員
行政委員会等の局長	行政委員会等事務局職員
水道部総務課長	水道部職員
消防本部総務課長	消防職員